



新聞購読契約に関する トラブルに注意しましょう！

事例1

夜、新聞の訪問販売員が家に来た。「商品券の他に洗剤やトイレト
ーパーなどの景品も付けるから」としつこく勧誘され、根負けして半
年間の新聞購読契約をしてしまった。しかし、よく考えると普段あまり
新聞は読まない。3日後、販売店に「やはり解約したい。」と連絡した
ところ「商品券や景品をもらっておいて、いまさら解約には応じられな
い。」との返答であった。どうしても解約したい。

事例2

他県で独り暮らしをしている高齢の父の家に
久しぶりに行った時に「新聞購読契約書」の本人
控えを見つけた。契約日は8ヶ月前で、今月から
配達開始で1年間の契約となっていた。父は認知
症で、この契約の内容を聞いてもよく覚えていな
い。今から解約できないだろうか。

主な特徴と問題点

訪問販売による新聞購読契約のトラブルに関する相談が寄
せられています。「断っているのになかなか帰ってもらえず、仕
方なく契約してしまった。」「景品をもらったことを理由に、解
約を断られた。」「独居で認知症の親が長期の契約をさせられ
た。」「配達開始が数年先の契約」という内容の相談が多くを
占めています。中でも、独り暮らしの高齢者や障がい者に対
しての勧誘・契約トラブルが増えてきています。

消費者へのアドバイス

- ① 玄関のドアを開ける前に事業者名や用件を確認し、必要が
なければ「要りません。」「お断りします。」ときっぱりと断り、
家の中に入れないようにしましょう。また、金券や景品につ
られて不要な契約はしないように気を付けましょう。
- ② 購読契約をする場合は、今後の家庭の事情が変わることも
あるため、配達開始時期がかなり先の契約や購読期間が1
年以上の長期にわたる契約は避けた方がよいでしょう。
- ③ 訪問販売による契約の場合は、契約書を受け取った日から
8日以内であればクーリング・オフを行うことができます。
- ④ 独り暮らしや高齢者のみの世帯には、身内やホームヘルパー

など周囲の見守りや声かけがたいせつです。見慣れない商
品や契約書等に気がいたら、事情を聞いてみましょう。

※業界団体では自主ルールとして「新聞購読契約に関するガイ
ドライン」を策定し、解約に応じなければならない場合を
設けています。また、景品についても、購読料の6か月分
の8%を超える景品を提供した場合は解約に応じるべきと
しています(参考 新聞公正取引協議会)。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談く
ださい。

消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号
「188番」へお掛けください。

白岡市消費生活センター相談日

相談曜日 月曜日～金曜日(祝日を除く。)
相談時間 午前10時～正午、午後1時～3時
場所・連絡先



市役所2階消費生活センター ☎0480(93)7700

問
合
せ

●埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999
午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日は休業)



国際交流 オープンサロン

フリートーク～日本語で話そう(第3回)

白岡国際交流会で実施している日本語教室では、現在、世界の17か国のかたがた
が日本語を学んでいます。今回はベトナム、インドネシア、カンボジア、ブラジル
等の出身者が日本での生活などについて感じたことを日本語で発表した後に、フリ
ートークの形式で交流します。楽しくおしゃべりをして外国人の皆さんと交流を深め
ましょう。

- 日にち 6月14日(日)
- 時間 午前10時～午後1時(受付9時45分～)
- 場所 中央公民館1階 学習室2
- 定員 30名
- 参加費 無料
- 申込締切日 6月8日(月)
- 問合せ 地域振興課市民協働担当

☎0480(92)1111 内線382・383
※本事業は、白岡国際交流会に委託しています。



日本語教室の中止について

毎週、日曜日と木曜日に開催
している日本語教室について、
新型コロナウイルス感染症拡大
防止のため、5月の教室を全て
中止としました。

日本語教室

日本語にお困りの外国人を対象と
した教室です。

時間▶午前10時～11時30分
費用▶無料
場所▶白岡市小久喜1227-1
中央公民館

